

平成 23 年度労働時間適正化キャンペーンの概要

1 実施期間：

平成 23 年 11 月 1 日（火）から同年 11 月 30 日（水）までの 1 か月間

2 重点的に取り組みを行う事項：

(1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減

- ・時間外労働協定（36 協定）は、時間外労働の延長の限度等に関する基準に適合したものとする
- ・特別条項付き 36 協定により月 45 時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月 45 時間以下とするよう努めること など

(2) 長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ・産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断等を確実に実施すること
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施すること など

(3) 労働時間の適正な把握の徹底

賃金不払残業を起すことのないようにするため、労働時間適正把握基準を遵守すること など

3 主な実施事項：

(1) 使用者団体や労働組合に対する協力要請

使用者団体や労働組合に対し、労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

(2) 職場の労働時間に関する情報提供の受け付け

職場の労働時間に関する情報を下記 URL に設置する「労働基準関係情報メール窓口」で受け付けます。

期間：11月1日（火）から11月30日（水）

URL：http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/campaign.html

(3) 周知・啓発の実施

事業主へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

【詳細は参考（「平成 23 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領」）を参照】